平成２１年（フ）第５９８号
川崎市高津区久末453番地　久末寺谷住宅２―301
破産者　野中　　健
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８５号
川崎市麻生区岡上477番地１　多摩ハイツ101、前住所川崎市麻生区岡上464番地１　日神パレステージ鶴川304
破産者　瀬戸口　洋
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８６号
川崎市麻生区岡上477番地１　多摩ハイツ101、前住所川崎市麻生区岡上464番地１　日神パレステージ鶴川304
破産者　瀬戸口エミ子
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８７号
川崎市幸区小向町５番12号
破産者　田中　陽子（旧姓瀬戸口）
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１１３号
神奈川県平塚市片岡928番地の５、住民票上の住所神奈川県足柄下郡箱根町仙石原817番地の205　ジェントル仙石原503号
破産者　綾野　鈴子
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３９９号
金沢市諸江町32番14号　シャスターハイム501号室
破産者　岸　　治久
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４０５号
石川県河北郡津幡町字津幡ロ91番地
破産者　出村　淳一
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４３５号
石川県白山市宮永町2743番地　メゾン旭平303号室、従前の住所石川県白山市笠間新１丁目52番地
破産者　立道　　勝
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１３号
石川県白山市日向町ホ11番地17、従前の住所石川県白山市坂尻町へ32番地39
破産者　引地　直美
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１９３号
静岡県富士宮市田中町1133番地
破産者　杉田　　徹
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２０年（フ）第９２６１号
千葉県市川市相之川３―９―１第２コーポラス205号、住民票上の住所大阪市旭区大宮３丁目20番22―103号
破産者　中尾義之介
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２６７号
大阪府門真市小路町４番８号
破産者　橋本　　強
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５１０号
大阪市東住吉区駒川３丁目１番15号、開始決定時の住所大阪市東住吉区駒川３丁目１番16号
破産者　髙塚　謙文
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８１７号
大阪府東大阪市稲田本町１丁目21番12号
破産者　エスエステックこと　清水　克宏
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８２７号
大阪府高槻市安岡寺町５丁目46番19号
破産者　勢川　　博
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１１７号
大阪府松原市三宅中１丁目７番22号、前住所大阪市平野区喜連２丁目４番32号
破産者　福重　高行
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７４８号
大阪市阿倍野区播磨町３丁目８番16号
破産者　江端　正典
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７６２号
大阪府高槻市別所新町６番26号
破産者　野村　和洋
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７６７号
大阪市東淀川区小松１丁目11番21―306号、前住所大阪府吹田市山田西１丁目23番A11―1105号
破産者　ヒロセオートショップこと　廣瀬　康裕
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部